

# 東京土建国保の保険料減免

昨年続き、コロナウイルスの影響等により、収入が減少した方に対して、保険料の減免を行ないます。2020（または2019）年の収入と比べ、今年の収入見込みが**30%以上減少**する方は保険料が減免されます。**減免月数（最大4か月分）**は収入の減少率等に応じて決定されます。下記の計算式でご確認の上で、支部署務所まで申請をお願いします。なお、**申請の期限は11月18日（木）15:00まで**となります。

※事業収入はコロナ関連連給付金を除いた金額で計算します

①2020年と2019年の収入	【A (2020年) 円】		【A (2019年) 円】						
	21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
②2021年の収入見込みの計算 ※経過した月のみ	（ [ ] + [ ] + [ ] + [ ] + [ ] + [ ] ） × 2 = 【B 円】		（ [ ] + [ ] + [ ] + [ ] + [ ] + [ ] ） × 2 = 【B 円】						
	連続した6か月分を合計して2倍します								

4

③引き算します **A-B=【C 円】** ※必ず**2020年**のAから先に計算してください。

④減少率の計算 **C÷A×100【D= %】** ←Dが30%以上になれば減免申請ができます。2020年のAを使って30%以上にならなかった方は、2019年のAを使って再計算してください。

⑤申請に必要なもの【事業収入のある方】  
1、令和2（2020）年の収入がわかるもの【確定申告書など】  
2、2021年の収入が確認できる書類【売上台帳・請求書など】  
3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【確定申告書など】  
※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です。

⑤申請に必要なもの【給与等の収入の方】  
1、令和2（2020）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】  
2、2021年の収入が確認できる書類【給与明細・貸金台帳など】  
3、令和1（2019）年の収入がわかるもの【課税証明書・住民税の納税通知書】  
※3は2019年の収入と比較する方のみ必要です。

# 群会議の話題

東京土建小平東村山支部 187-0042 小平市仲町381  
TEL.042-342-2846 FAX.042-342-2848

今月の  
これは重要！

色々、情報ありますので、中も見て下さい！

## コロナ関連の給付金制度

長引くコロナ禍の影響によって「仕事が減った」「生活が不安」といった仲間が増えています。一人で悩まずに、まずは、組合に相談して下さい。給付金制度を紹介していますので、ご一読ください。

3～4面へ！

## 秋の仲間づくりキャンペーン あなたの仲間を紹介して下さい！

10月末まで“仲間づくりキャンペーン”を実施中です！支部は96名の目標達成を目指しています。

あなたの周りに「労災に入りたい」「土建国保が気になる」そんな仲間はいないでしょうか？また、新型コロナウイルスの影響等により、困っている仲間がいましたら、組合に相談するように、お声がけをいただき、ご紹介下さい。ご紹介者様には、QUOカード（500円分）をプレゼントさせていただきます。

秋の仲間づくり 地域分会の目標と成果

分会	目標	成果	分会	目標	成果
花小金井	6	1	小川	8	0
小平東	8	1	野火止	7	1
美園	7	1	柳瀬	6	1
一ツ橋	7	0	北山	5	1
上宿	6	0	南	7	2

## 財務省ハガキ要請行動

厚生労働省が、財務省へ提出した2022年度の概算要求では、2021年度比36億円の増加となり、概算ベースでの国庫補助現行水準を確保することができました。

10・11月は、今年度最後の財務省宛てハガキ要請行動に取り組みます。厚生労働省の概算要求が減額されることがないよう、たくさんのハガキで国保組合予算の現行水準確保を訴えましょう。



## 建設キャリアアップシステム 登録料キャッシュバックキャンペーン

全建総連の建設キャリアアップシステム（CUS）技能者登録推進キャンペーンが始まりました。期間は9月から11月末までで「技能者登録」の登録料（4,900円）を支払った組合員を対象に5,000円のクオカードで全額キャッシュバック！します。

この機会を見逃さずに、技能者登録を完了させましょう。



## 日曜日集団健康診断

下記の日程で開催されます。先月配布のチラシまたはホームページから ⇒ お申し込み下さい。



東村山会場		
日程	会場	申込×切
10月24日	北多摩生協診療所	10月18日
小平会場		
日程	会場	申込×切
11月14日	みその診療所	11月4日

1

# 現在の情勢

《衆議院選挙…31日投開票「政権を選ぶのは私たち」選挙へ行こう!》

菅政権が退陣から約1か月、野党からのコロナ対策を議論するための臨時国会召集要求にも応じず「国民後回し」で総裁選挙を行い岸田内閣が誕生しました。

岸田氏は総裁就任にあたり『国民の声が政治に届かない』『政治の説明が国民の心に響かない』という厳しい切実な声があふれていた。わが国の民主主義そのものが危機にある」と語りました。

しかし、大臣人事でも安倍・菅政権を色濃く継承する布陣であり、前菅政権で発足した、私たちの個人情報扱うデジタル庁では、早くも「政治とカネ」「癒着」が問題となっています。

これまでの政権が、国会を軽視し、コロナ禍にあえぐ私たちの暮らしと命を守らないのは、私たち有権者にも問題があるのではないのでしょうか。2010年以降の国政選挙の投票率は50%台が続き、約3割の得票で政権が運営されています。

「選挙へ行っても、変わらない」との声も聞こえますが「政治不信から選挙へ行かせない、あきらめさせる」ことも政権からの受益者にとっては好材料なことなのです。

民主主義＝選挙は、私たちの1票からはじまり、暮らしと仕事、命を守り、そして要求を実現する一歩です。衆議院選挙は、政権交代もできる選挙です。投票へ行きましょう。

あなたの一票が日本を変える



**事務所の平日休業**  
◆11月書記局会議 11月2日(火)  
終日事務所を閉めさせていただきます。午後からは職員中心に電話対応させていただきます。

**無料法律相談**  
日時：10月28日(木) 13時30分  
場所：支部事務所 ※電話で要事前予約です。

**本部経営相談**  
日時：10月28日(木) 10時  
11月26日(金) 10時  
会場：東京土建本部 ※電話で要事前予約です。

**駅頭宣伝行動**  
◆今月から一部再開となります。ご参加下さい。  
◆消費税込駅宣 久米川駅 再開検討中  
◆消費税込駅宣 小平駅 10月26日(火) 18時～19時  
◆憲法駅宣 小平駅 11月9日(火) 12時～13時

**今月の配付資料**  
◆群会議の話題※本紙 全数  
◆けんせつ 全数  
◆小平東村山 全数  
◆分会新聞※該当分会のみ 全数  
◆財務省予算要求ハガキ、説明文 全数  
◆住宅デー開催チラシ 全数  
◆インボイス導入中止を求める署名 全数  
◆支部インボイス学習会 群5枚  
◆「防災共済キャンペーン」チラシ 群3枚



## 9月の取り組み

9月12日、本部青年部活動者会議が開かれ全体で126人(支部から5人)が参加し、青年層の要求について再確認し仲間づくりへの意思統一を行いました。  
13日は、主婦の会「決起集会」を開催27人が参加しインボイス学習会と仲間づくりについて確認しました。

◆「仲間の作品コンクール」チラシ 群3枚  
◆都立病院独法化中止を求める署名 群2枚

# 再確認を 各種給付金制度の申請期限が迫っています。

## 悩まず組合に相談を!

小平東村山支部では、昨年新型コロナ発生時より“仲間をまもる”相談活動に取り組んでいます。東京土建全支部の中で相談率No.1の実績があり、これまでに仲間へ支給された各種給付金の総額は4億5千万円を突破しています。一人で悩まずに、まず、組合に相談して下さい。

また、周りで困っている仲間を見つけた際は「組合へ相談してみなよ」と、お声がけをお願いします。組合未加入の方についても、ご相談に乗らせていただきます。

## 雇用調整助成金

【対象】前年同月比の売上5%以上減少、従業員を休業させて、休業手当を支払った事業所  
【給付額】※月ごとに申請  
最大(13,500円×休業日数)の90%  
※ケースにより最大15,000円×休業日数  
【期限】給料の締日の翌日から2か月以内  
☆11月分まで延長決定

## 土建国保料減免

【対象】下記のいずれかを満たしている方  
①建設業の収入が2019年または2020年比で30%以上減少した組合員  
②主たる生計者が新型コロナウイルス感染症によって死亡・重症化した組合員  
【給付額】減少率に応じて2～4か月分の保険料が免除  
【期限】**期限が迫っています!**  
11月18日(木) 15時まで

## 月次支援金

【対象】①と②を満たす事業者  
①緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること  
②緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置が実施された月の売上が2019年または2020年の同月比で50%以上減少  
【給付額】※月ごとに申請  
法人最大20万円/個人最大10万円  
【期限】8月分…10/31※事前確認は10/26まで  
9月分…11/30※事前確認は11/25まで  
☆10月分まで延長を予定(詳細未発表)

## 東村山応援金

【対象】①と②を満たす事業者  
①東村山市に事務所・事業所の所在地(個人事業主の場合、通常は自宅の住所)がある事業者(2021年3月31日以前～)  
②2021年4月～12月までの月の売上が、2019年同月比較で20%以上減少した月がひと月でもある。  
【給付額】減少率50%以上…法人最大40万円  
個人最大30万円  
減少率20～50%未満…最大20万円  
※申請後に50%以上減少した場合は追加申請により差額を給付  
【期限】2022年1月31日

土建国保加入者は4面で減少率を確認しよう!